調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

提出者 調布市教育委員会 教育長 栗 原 健

提案理由

令和6年10月1日から東京都の最低賃金が改定されることに伴い,調布 市教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため,提案するも のです。 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布 市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項, 5の項, 8の項, 19の項, 34の項及び38の項中「1, 200」を「1, 230」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 関する規則別表の規定は、令和7年10月以後の月分として支給すべき報 酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお 従前の例による。

改正後	改正前			
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則	○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則			
令和元年11月22日教育委員会規則第5号	令和元年11月22日教育委員会規則第5号			
改正	改正			
令和2年3月27日教委規則第4号	令和2年3月27日教委規則第4号			
令和2年6月30日教委規則第8号	令和2年6月30日教委規則第8号			
令和3年3月26日教委規則第2号	令和3年3月26日教委規則第2号			
令和3年9月28日教委規則第6号	令和3年9月28日教委規則第6号			
令和4年3月25日教委規則第1号	令和4年3月25日教委規則第1号			
令和4年9月30日教委規則第7号	令和4年9月30日教委規則第7号			
令和5年3月31日教委規則第1号	令和5年3月31日教委規則第1号			
令和5年9月22日教委規則第12号	令和5年9月22日教委規則第12号			
令和6年3月29日教委規則第3号	令和6年3月29日教委規則第3号			
令和6年9月27日教委規則第7号	令和6年9月27日教委規則第7号			
令和7年3月28日教委規則第3号	令和7年3月28日教委規則第3号			
令和7年9月26日教委規則第一号				
調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則	調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則			
調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制	調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制			
定する。	定する。			
第1条から第11条まで 略	第1条から第11条まで 略			
附 則	附則			
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。	1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。			
2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。	2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。			
(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委	(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委			
員会規則第8号)	員会規則第8号)			
(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規	(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規			

則第4号)

則第4号)

- 附 則(令和7年9月26日教委規則第 号)
- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に 関する規則別表の規定は、令和7年10月以後の月分として支給すべき報酬 について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従 前の例による。

別表(第1条,第3条—第6条,第8条,第9条関係)

X (舟Ⅰ米,舟 5		50末,	弗の米 , 弗 9 3	尺) (不)		
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要 件	報酬 額 (円)	報酬 単位
	1~3 略						
4	調布市立小調布市立小調布では一次では一次では一次では一次では一次でのできる。これでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	育委 員会 技能 補助	教 委 会 育 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校に務 ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。		1, 230	辞
5	布市立中学 校における 調理業務の	育委 員会	教 委 会 育 務	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理補助に関 すること。		1, 230	時

別表(第1条,第3条-第6条,第8条,第9条関係)

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要 件	報酬 額 (円)	報酬 単位
	1~3 略						
4	調布市立小 学校及中 で で で で で で に お き で の の た た た た れ に お き き で り た う た う に る き た う た う た う た う た う た う た う た う た う た	調市育員技補員務布教委会能助(員)		調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関するこ と。	_	1, 200	時
5	調布市立小調布放子でででです。一次では一次では、一次では一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	育 員 技 補助	教 委 会 育 務	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理補助に関 すること。	_	<u>1, 200</u>	龄

改正後	改正前
6~7 略	6~7 略
9~18 略 一般教員の 負担軽減を 図り,教員 がより児童 生徒への指 導や教材研究に注力で きる体制を 整備するた め 「現場」 「現場」 「おり児童 生徒への指 等した。」 「おり児童 会指 等した。」 「おり児童 会指 等した。」 「おり児童 会指 等した。」 「おりに関すること。	9~18 略 一般教員の 負担軽減を 図り、教員 がより児童 生徒への指 導や教材研究に注力で きる体制を 整備するため 「現立の」を表すること。 教員補助(授業 、教員補助(授業 、教育、教材作成の 補助等)に関すること。 1,200 時
20~33 略調布市郷土 文化 教育 (1) 文化財 職務の遂行 博物館事業 財保 委員 保護事業に に必要な資 34 の効率的か 護事 会郷 おける事務 格,知識, つ効果的な 務補 土博 の補助に関 技能等を有 推進を図る 助員 物館 すること。 する者であ	20~33 略 調布市郷土 文化 教育 (1) 文化財 職務の遂行 博物館事業 財保 委員 保護事業に に必要な資 34 の効率的か 護事 会郷 おける事務 格,知識, 1,200 時 つ効果的な 務補 土博 の補助に関 技能等を有 推進を図る 助員 物館 すること。 する者であ

	改正後			改正前	
ため	(2) 前号に ること。 掲げるもの のほか,調布 市郷土博物 館長が指定 する業務に 関すること。		ため	(2) 前号に ること。 掲げるもの のほか,調布 市郷土博物 館長が指定 する業務に 関すること。	
35~37 略 教育委員会 の各種事業 の推進及び 市民の要望 に応えるた め	教育 委員 会各 間等の保育業 資格に準ず る資格を有 する者 と。 ・ 所・ 館)	1,250 時	教育委員会 の各種事業 の推進及び 市民の要望 に応えるた め	教育 委員 会各 間等の保育業 資格に準ず の保育業 で 高課 (室・所・ 館) 保育主 で の保育業 資格に準ず る資格を有 する者であること。 無資格者 1,200	